

○国土交通省告示第四百九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年三月十六日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事（北海道亀田郡七飯町字仁山地内から同道茅部郡森町字赤井川地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道亀田郡七飯町字仁山及び字西大沼地内
北海道茅部郡森町字赤井川地内
- 2 使用の部分 北海道亀田郡七飯町字仁山及び字西大沼地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道亀田郡七飯町字仁山地内の七飯インターチェンジ（仮称）から同道茅部郡森町字赤井川地内の大沼公園インターチェンジまでの延長10.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線（以下「本路線」という。）は、函館市を起点とし、亀田郡七飯町、茅部郡森町、室蘭市、苫小牧市、札幌市、旭川市等を経由して名寄市に至る延長約497kmの路線である。

本路線が通過する亀田郡七飯町及び隣接する北斗市は、農業が盛んな地域であり、ほうれんそう等の農産物は、主に本件区間とおおむね並行する一般国道5号（以下「現道」という。）等を介して札幌市方面へ出荷されている。

また、本路線が通過する渡島地域（北海道渡島総合振興局管内）は、水産業が盛んな地域であり、くろまぐろ、するめいか等の水産物が、現道等を介して函館港等から道外へ出荷されている。

しかしながら現道は、物流等による通過交通に広く利用されることから交通が集中しており、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は道道大沼公園線～道道大沼公園鹿部線間で15,790台／日であり、混雑度は1.49となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続することで、道南地域と道央地域等を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することで、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、昭和63年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成27年6月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施し

たところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるマガン、オジロワシ及びクマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているテン属の一種等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているナガバエビモ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているエゾハリスゲ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、ネムロコウホネ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、テン属の一種について、道路横断構造物を利用した移動経路の確保の措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、北海道教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道南地域と道央地域等を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的に、国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）に基づく国土開発幹線自動車道として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、国定公園第1種特別地域回避ルート案（以下「申請案」という。）、現道ルート案及び国定公園第1種特別地域回避トンネル短縮ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、トンネル延長が最も長くなるものの、取得必要面積が最も少ないこと、自然公園法（昭和32年法律第161号）による国定公園として定められている大沼国定公園における第1種特別地域を回避していること、土工バランスがよく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道の付替工事の事業計画についても、施設の位

置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、道南地域と道央地域等を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、函館市長を会長とする北海道縦貫自動車道建設促進道南地方期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道亀田郡七飯町役場及び茅部郡森町役場

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 北海道亀田郡七飯町字西大沼地内
北海道茅部郡森町字赤井川地内